社会資本総合整備計画(大和田二・三丁目地区土地区画整理事業)の 評価について

【目的】

社会資本整備総合交付金交付要綱第10に基づき、社会資本総合整備計画に定めた目標(被雇用者増加数2,550人)の実現状況等について評価するもの。結果については、ホームページでの公表及び国土交通大臣への報告が義務付けられている。

【新座市社会資本総合整備計画評価委員会(以下「委員会」という。)の 設置について】

市では、評価を実施するため、委員会の設置が条例で定められている。 当該条例において、委員は5人以内とし、学識経験者及び市民で構成する こととなっている。(市長が委嘱する。)

本事業においては、企業誘致に係るプロポーザル等関わりのあった 方々からの選出が望ましいと考え、別紙4人の方々に依頼することとな った。

【会議内容について】

(第1回)

令和 3 年 1 1 月 1 7 日 (水) 午前 1 0 時

- ・委員長及び副委員長の選出
- ・事業の経緯及び社会資本総合整備計画の概要説明
- ・現地視察

(第2回)

令和3年11月24日(水)午前10時

・社会資本総合整備計画の評価

以上